

未熟児の養育医療給付制度のご案内

ID 1001181

未熟児の養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟のまま出生し、出生直後から継続して入院養育が必要であると医師から認められた入院中のお子さんに対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。申請先は中保健センターです。

詳しくは、**中保健センター（☎72-1121）**にお問い合わせください。

給付対象者	一宮市に住所を有する1歳の誕生日の前々日までの未熟児で、次に掲げるいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた場合 (1) 出生時体重2,000グラム以下の場合 (2) 生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めた場合	
対象医療機関	養育医療機関として指定を受けている医療機関(市内の対象医療機関は一宮市立市民病院です。市外の対象医療機関については、中保健センターにお問い合わせください。)	
給付の内容	入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費(ミルク代)が給付対象となります。保険対象外の検査・治療費、差額ベッド代、おむつ代は対象なりません。	
制度利用にかかる自己負担金	養育医療給付制度を利用すると、その世帯の所得税額等に応じて自己負担金をご請求します。なお、養育医療給付申請時に承諾書等をご提出いただくことで、自己負担金を子ども医療費助成制度から充当することもできます。	
申請方法	申請には、指定養育医療機関の医師が作成した意見書が必要となります。申請書類は中保健センターで説明のうえお渡しします。なお、 <u>申請できる期間はお子さんが入院中に限られます</u> ので、速やかに申請してください。	
利用方法	申請後、市から送付される「養育医療券」を医療機関に提示してください。	

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

食中毒は、飲食店での食事が原因で発生するだけでなく、家庭の食事からでも発生しています。家庭の食事にも十分な注意をしましょう。また、食中毒かなと思ったら早めに医師の診断を受けましょう。

①買い物をするとき

- 肉や魚、野菜などの生鮮食品は新鮮なものを選ぶ。
(期限表示があるものは確認する。)
- 冷蔵や冷凍の必要な食品を買ったら、すぐ帰り冷凍冷蔵庫へ入れる。

②家庭での保存

③調理の下準備

- 肉や魚はビニール袋や容器に入れ、他の食品に肉汁などがからないようにする。
- 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保つ。
- 冷蔵庫や冷凍庫に詰めすぎない。

④調理をするとき

⑤食事をするとき

- 調理の前には必ず手を洗う。
- 肉や魚は十分に加熱する。
(目安は、中心部分の温度が75℃で1分間以上)

⑥食品が残ったとき

⑦温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる。

- 保存して時間が経ちすぎたもの、ちょっとでもあやしいと思ったものは思い切って捨てる。
- 温め直すときは十分に加熱する。(75℃以上を目安に)

愛知県一宮保健所 食品安全課 ☎ 72-0321

「危険ドラッグ」は 買わない! 使わない! かかわらない!

「危険ドラッグ」には、麻薬や覚醒剤以上に有害な物質が含まれていることがあります。場合によっては死亡することもあります。



- ・「危険ドラッグ」には、麻薬や覚醒剤等に化学構造を似せて合成された物質などが添加されています。
- ・店舗やインターネット上でハーブ、お香、観賞用植物、アロマ、ビデオクリーナーなどと称して、あたかも危険な薬物ではないように偽装して販売されていますが、実は大変危険な薬物です。
- ・使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。異常行動を起こして他者に危害を加えることもあります。
- ・誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持ちましょう。

愛知県一宮保健所 生活環境安全課 ☎ 72-0321